

岩槻城跡を探る

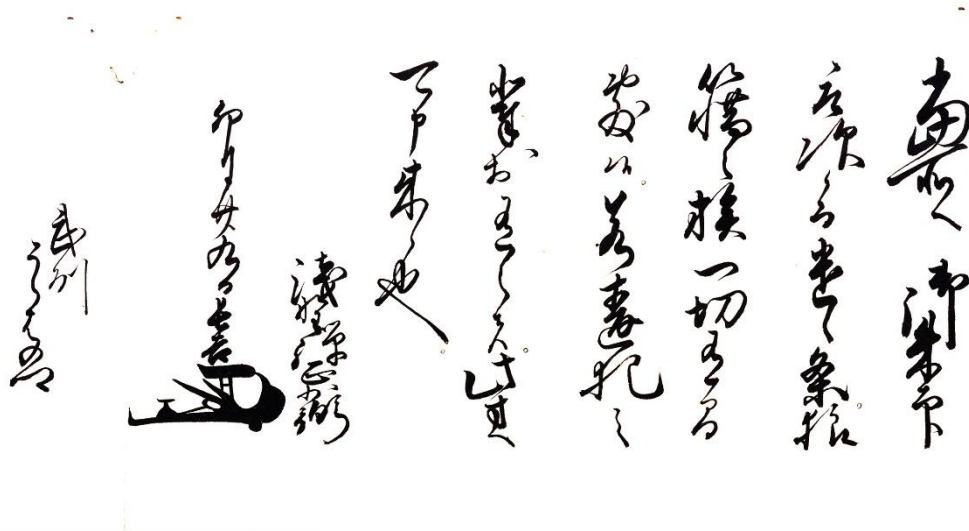
第9調査室 城の外 さいたま市域と岩槻城

調査レポート① 武州浦和の郷あて

(天正18年) 卯月廿九日「浅野長吉判物」を読む

さいたま市指定文化財（有形文化財・古文書）「旧浦和宿本陣文書」の中に、卯月廿九日付けの浅野長吉の文書があります。今回は、この文書を少し詳しく読み解いてみましょう。

この文書は、埼玉県立文書館に寄託されて原本が現存していますが、ここでは、江戸時代後期に編さんされた『新編武蔵風土記稿』に掲載された写（謄写）の画像を掲げておきます（国立公文書館所蔵、同館デジタルアーカイブより）。その下に、適宜句読点・濁点を補って、解読文読み下し文を掲げておきます（読み下し文では、仮名遣いを現行のものに改めます）。



○解読文
当所へ 御朱印
取次候而遣候条、狼
藉之族一切有間
敷候、若違犯之
輩於有之者、此方へ
可申来候也、
浅野弾正少弼
卯月廿九日 長吉（花押）
武州
うらはの郷

○読み下し文
当所へ 御朱印取次ぎ候て
遣わし候条、狼藉の族一切
あるまじく候。
もし違犯の輩これあるに
おいては、この方へ申し
来るべく候なり。
浅野弾正少弼
卯月廿九日 長吉（花押）
武州
うらわの郷

基本要素を確認する

まず、「誰が」「誰に」「いつ」を確認しておきましょう。

日付のすぐ下に「長吉」とあります。その下にある図案のようなものは、花押（かおう）と呼ばれるサインです。「浅野」（名字）と「弾正少弼」（官途）は名前の右側に書かれています。この文書を発行したのは、浅野弾正少弼長吉という人だということがわかります。この人物は、後に改名して長政と名乗りました。そう、豊臣秀吉の妻・ねねの姉妹を妻にした縁で、秀吉の天下統一を支え、豊臣政権の五奉行の一人となった人物です。

宛先は、原文では「武州 うらわはの郷」とあります。武州というのは、武蔵国のこと。現在の埼玉県と東京都のほぼ全域と神奈川県の一部にあたります。次の「うらわの郷」は、旧仮名遣いを今の仮名遣いに直すと、「うらわの郷」となり、漢字に置き換えると、「浦和の郷」となります。さいたま市浦和区の一部をさしています。

つまり、豊臣政権の重要人物である浅野長吉が、さいたま市の浦和区のあたりにあてて発行した文書ということになります。

では、いつの文書でしょうか。

この文書には日付だけで、年号が記されていません。けれども、この文書を伝えた家に残された他の文書や、浅野長吉がさいたま市周辺に直接関わったできごとなどを踏まえると、1590年（天正18年）のものであることが確定できます。日付の「卯月」は4月のこと、「廿」は20を表す文字。つまり4月20日ということになります。なお、20は「廿」と書かれることもあれば、「二十」と書かれることもあります。

とりあえず読んでみる

「誰が」「誰に」「いつ」などをおさえたところで、文書の中身を見てみましょう。

当所へ 御朱印取次ぎ候て遣わし候条、

時候のあいさつなどはなしで、本題から始まっています。このことは、この文書が個人的な用向きや、目上の人に対して出された「手紙」ではないことを物語っています。

「当所」は、①文書を発行した人物がいる場所を指す場合と、②文書の主題（差出人と受取人の間で共通の話題）となっているところを指す場合とが想定できます。後にも紹介するように、浅野長吉はこの時期、ほぼ同じ文面で日付と宛先が違うだけの文書を他の場所に対しても出しています。そうしたことと、この文書が宛先に対して一種の特権を与える内容であることなどから、この「当所」は②文書の主題となっているところを指していると考えられます。その主題、それは「浦和の郷」です。

次に一文字分空白があるのは、その次にくる言葉に対して敬意を表したものです。これを「欠字」といいます。次の言葉は「御朱印」。今日御朱印というと、お寺や神社に参詣したときにおしてもらう大きな印、あるいはお城などの歴史的な名所などで独自に発行している「御城印」などを思い浮かべる方が多いと思いますが、この当時は、文書の発行者を表す印章に朱色の朱肉を用いた印がおされる場合があります。この印のことを朱印といい、朱印がおされた文書のことを「朱印状（しゅいんじょう）」といいますが、「朱印」ということばで「朱印状」を表す場合もありました。ここではその意味で「朱印」が使われています。敬意を表す「御」が冠せられていることから、長吉よりも上位の人が発行する「朱印状」のことがわかります。細かい説明は省きますが、長吉の主君である豊臣秀吉の朱印状ということになります。

「取次ぎ候て」というのは、動詞の「取次ぐ」と丁寧な言い方を表す「候（そうろう）」、そして接続助詞の「て」の三つの言葉がつながっています。「取次ぐ」は現代の言葉とほぼ同じで、仲介して意向や物を伝えることです。「候」は「です」とか「ます」と言い換えればよいのですが、接続助詞に続く場合には、語尾が変化して「そうらいて」となります。

「遣わし候条、」というのは、「遣わす」と先ほどの「候」、そして接続助詞の「条」です。「遣わす」は「与える」「送付する」といったところ。「候」はさきほどと同じ。「条」は「ので」とだいたい同じ意味です。

一つ一つの言葉の意味やはたらきは以上のようになりますが、これを現代語に訳すとなると、多少は言葉を補う必要が生じます。そこで、「当所へ 御朱印取次ぎ候て遣わし候条、」を現代語に訳すと、

浦和の郷への秀吉様の御朱印状を私が取次いで送付することにしましたからには、ということになります。次に進みましょう。

狼藉の族一切あるまじく候。

まず「狼藉の族」。乱暴狼藉という言葉がありますが、言葉の意味はそこから類推することができます。「族（やから）」とは、何らかの行為を行う集団を指す場合に多く使われる言い回しです。従って、乱暴を働く者、ということになりますが、ここで注意する必要があるのは、単に暴れまわるようなことをする者、ということではなく、秩序を乱すような行いをする者、権利を不当に侵害する者、という意味を含みます。これも後に述べるように、この文

書が発行された状況を考えると、混乱に乗じて「浦和の郷」の権利を侵害する者や、不当な要求をする浅野長吉の配下の者たちをも念頭に置いていたと考えてよいでしょう。

「一切」は全否定、今の言葉と同じ意味です。「あるまじく候。」は、動詞の「あり」と否定の意味の助動詞「まじ」、そして先ほど来の「候」です。あつてはないことです、といったところです。「まじく」を原文のように「間敷」と書くのは、江戸時代の古文書でもよく使われる文字遣いです。

さきほどと同じく、言葉を補いつつ、「狼藉の族一切あるまじく候。」を現代語に訳すと、

浦和の郷に乱暴をはたらき不当な要求をするようなものは、一切、あつてはならないことです。

ということになります。さらに先に進みましょう。

もし違犯の輩これあるにおいては、

「もし」は現代語と同じく、仮定の条件を示す副詞。「もしも」、あるいは「仮に」と言い換えてもよいでしょう。「違犯」は、現代語で言えば違反に近い意味ですが、何に対してかといえ、前段の「狼藉の族一切あるまじく候」が直接の対象です。つまり、浦和の郷における「狼藉」を禁止したことに背くこと、です。「輩」は「族」と同じですが、「族」は専ら否定的な文脈で使われますが、「輩」はニュートラルというか、比定的な文脈でも肯定的な分脈でも、どちらでも使われます。

「これあるにおいては」は、漢文の語法が使われているところです。原文から見てみましょう。原文は、「於有之者」。「於」は時や場所、場合を示す語です。次に来る言葉を先に読む、つまり「返って読む」語です。「に」を補って、「において」と読み、「に」より先に、次に来る言葉を読むこととなります。次に来る言葉は何かというと、「有」です。「有」は、存在することを示す動詞。そんな難しい言い方をしなくても、「ある」といえば、現代語と同じです。でも、これも返って読む語句です。「有」と「無」はどちらも返って読みます。ここでの「有」は、次にある「之」を先に読む、言い換えれば、「之」があることを意味してみます。「之」は「これ」、近いものを指し示す指示代名詞です。続けて読むと、「これある」となります。でも、これでは「これ」が何だかわかりづらいですね。「これ」が指しているのは「違犯の輩」なのですが、こんな短い文章で複雑な言い方をしているのは、語調を整えるためです。次の「者」は、係助詞の「は」です。「者」は人を表す「もの」としても使われますが、ここでは漢文の用字法が継承されています。

以上を続けて読んで、「これあるにおいては」となります。例によって言葉を補いつつ、「もし違犯の輩これあるにおいては、」を現代語に訳すと、

もし狼藉を禁止したことに背く者がいた場合には、
となります。

この方へ申し来るべく候なり。

いよいよ最後の文節です。「この方へ」の「この」は自分を指しています。機械的に言葉を置き換えると、「自分の方へ」ということになります。次の「申し来るべく候なり」はまた漢文の語法が使われています。これも原文から見てみましょう。

原文は、「可申来候也」まず「可」は命令や勧誘を表す助動詞の「べし」です。次に動作を表す言葉の動詞が来て、そこから返って読みます。その動詞は「申来」。「もうしきたる」と読むのでしょうか。「申す」と「来る」をつなげています。「申す」は下の者が上の者に何かを言うことですが、そうした敬意の意味を外して行為だけで言い換えれば、「言って来る」ということになります。現代語の「申し出る」とか「申し越す」に近いといえます。上の「可」と続けて読むと「申し来るべし」となり、「申し出なさい」ということになります。但し、ここでわざわざ「来る」が使われたのは、当事者間、つまり浅野長吉と浦和の郷との間には、距離の隔たりがあるからです。その次の「候」はさきほどもできて来ましたね。「です」「ます」のように、丁寧に言うことばです。但し、続けて読む場合には、「候」に続ける際に「可・べし」の語尾が変化して「べく」となります。その次の「也」は断定する意味を加える助動詞、現代語では「だ」「である」にあたります。

言葉を補いつつ、「この方へ申し来るべく候なり。」を現代語に訳すと、

私たちのところに来て申し出てください。

となります。

文書の内容

全体をひととおり読みました。少し言葉を整えて、全体を現代語訳すると、次のようになります。

浦和の郷への秀吉様の御朱印状を私が取次いで送付することにしましたからには、乱暴をはたらき不当な要求をするような者は、一切、あってはなりません。もしこれに背く者がいた場合には、私たちのところに来て訴えてください。

通しで読み直してみて、この文書からわかることを整理してみましょう。

- ①浦和の郷は、浅野長吉を介して豊臣秀吉の朱印状を交付されることになっていた
 - ②朱印状が到来するまでの間の、浦和の郷に対する乱暴や不当な要求は、浅野長吉が禁止した
 - ③浦和の郷が被害を受けたとの訴えがあれば、浅野長吉が対処する
- ①はほぼ書いてあるとおりのことですが、問題は朱印状の内容です。それと関わるのが②です。浅野長吉が浦和の郷に対する不当な干渉を禁止したのは、朱印状が到来するまでの間の措置であったと考えられます。朱印状の内容そのものが、浦和の郷への不当な干渉を禁止

するものであったことを、ここから推測することができます。こうした禁止命令書のことを「禁制（きんぜい）」や「制札」（せいさつ）とといいます。「朱印状」が朱色の印章をおしてあるという、「かたち」による呼び方であるのに対して、「禁制」「制札」は文書の「はたらき」による呼び方です。

③は、②の禁止命令に実効性をもたせるための措置です。文書の文面では、不当な干渉を受けた場合には訴えて来い、とありますが、これは、訴えがあれば、不当な干渉を排除することを約束したということです。浦和の郷の安全を一旦、浅野長吉が保障したわけですが。浦和の郷の安全保障は、最終的には秀吉の朱印状で保障されるけれども、それまでの間の安全保障は自分に任せなさい、長吉はこう言っているわけです。

文書が発行された状況

では、この文書はどのような状況のもとで発行されたのでしょうか。

この1590年は、豊臣秀吉が関東・東北の「平定」を進めた年でした。この年3月に京都を出陣した秀吉は、4月には北条氏の本拠の小田原城（神奈川県小田原市）を包囲し、次いで秀吉に従わない北条氏方の城々の攻略に乗り出しました。群馬県方面から南下して北条氏支配圏の西側を制圧する北陸方面の軍勢（前田利家と上杉景勝が大将）と、北条氏支配圏の南部・東部を制圧する秀吉本営からの分遣隊がその主力で、さらに佐竹氏や宇都宮氏などの北条氏と敵対していた北関東の大名衆による関東北東部の制圧も進められました。問題の浅野長吉は、秀吉に従って小田原城を包囲する軍勢に属していましたが、同僚の木村一（常陸介）とともに分遣隊の総大将に任命され、徳川家康重臣の本多忠勝・鳥居元忠・平岩親吉らと合わせた二万人余りの軍勢を引き連れ、玉縄城（神奈川県鎌倉市）、江戸城（東京都千代田区）の攻略に出陣しました。

浅野長吉らが小田原を出立したのは4月26日。その日のうちに玉縄城を接收し、翌27日には江戸城を接收しました。小田原→玉縄、玉縄→江戸はそれぞれ1日の行程です。長吉らは各城に到着するや、即座に城を攻略する、素早い軍事行動を推し進めたようにも見えます。しかし実情は、両城に籠城する城兵に徹底抗戦する意思は希薄であったようです。このため、両城とも、長吉らの進軍よりも前に徳川勢に降伏していたようです。つまり、徳川勢に地ならしをさせておいた上で、長吉らの秀吉直属軍が進駐して、正式に城を接收したのです。とすると、文書発行の二日前には浅野長吉らは江戸城に集結していたことになります。浦和の郷にもその情報は伝わって来たでしょう。豊臣政権の大軍がすぐそばまで迫っている、北条方として焼き討ちや略奪にあうかもしれない、そうした危機感が江戸以北の地を覆いつくしたであろうことは想像に難くありません。

5月3日の秀吉指令

江戸城に入った長吉・木村一からの江戸城接收の報告を受けた秀吉は、5月3日付で両名に指令書を出しています。

●豊臣秀吉朱印状（『豊臣秀吉文書集』第 3191 号）

※適宜、句読点を補い、一部漢字を平仮名に改めて、読み下し文を掲げます。また、内容のまとまりで四つの部分に分けて改行し、おのこの冒頭に①～④を付します。

- ① 江戸城俵物改めの注文、披見し候。
- ② 城中掃除以下申し付け、御座所拵え、玉縄ニハ瀬田掃部助・生駒主殿正を置き候て、その城にハ松下石見守・古田織部召し寄せ入れ置くべく候。
- ③ 河越城、羽柴筑前守うけ取り候。一左右次第あい越し、かの城の兵糧・武具等入念に改めおくべく候。則ち鉢形城へあい動くべく候。油断あるべからず候。
- ④ 次いで制札の事、申し越すごとく百枚、これを遣わし候。なお、山中橋内申すべく候なり。

五月三日（朱印）

浅野弾正少弼とのへ

木村常陸介とのへ

①では、長吉らから報告された、江戸城内の「俵物」（兵糧米）のリストを見たことが述べられています。③で河越城の兵糧・武具の調査・確保が指示されていますから、城を接收した場合に行うべき業務であったことがわかります。

②では、城中の掃除と秀吉専用の休泊施設である「御座所」を用意すること、玉縄・江戸両城には秀吉の馬廻衆らに警固させることなどが命じられています。秀吉は、北条氏を討伐してその勢力圏を支配下におさめたのち、宇都宮（栃木県宇都宮市）、そして会津（福島県会津若松市）まで赴いて、関東全域から東北地方にいたるまで、豊臣政権による支配の貫徹を実現しようとしていました（関東・奥羽仕置）。その行程における要地として、秀吉は江戸城を重視しており、進軍に備えた「御座所」の整備を進めようとしていたのです。

③では、江戸城での差配が片付いたら河越城に向かい、城内の兵糧や武具を調査した上で、鉢形城（埼玉県寄居町）の攻略に向かうよう、指示しています（しかし、その後の経過を見ると、どうも浅野勢は河越城には向かわなかったようです）。

④は、とても興味深い記述です。浅野長吉らは「制札」100枚を交付するよう、秀吉に依頼していたのです。そして秀吉は、その依頼を承認し、この指令と共に送り届けたのです。これはどういうことかということ、「制札」として同内容の朱印状を100枚、長吉らの現地部隊が預かっておき、交付先が決まったら、長吉らが宛先と日付を書き加えて発行する、ということ。秀吉のいる本営にいちいち朱印状の交付を申請する必要がなくなり、迅速かつ臨機に朱印状を村々に渡すことができたはず。逆にいえば、秀吉に江戸城城内の俵物のリストを提出しつつ、朱印状100通の交付を求めたとき、長吉の手元には直接村々に渡せる朱印状一宛先が空欄の— はなかったと考えてよいでしょう。

ひとまずここまでの内容を踏まえて、本題の浅野長吉判物に立ち返ってみると、浦和の郷に宛てたこの文書の日付は卯月廿九日、つまり4月29日でした。長吉が江戸まで進軍して

江戸城を接收したのが4月27日。玉縄城を早朝に出立したとしても、恐らくは夕刻近くの到着だったでしょう。北条方の夜襲を警戒しながら江戸城で一夜を過ごし、それから城内の兵糧などを調査して、リストにまとめて秀吉のもとに送ったわけです。残念ながらその日付はわかりません。それを受け取った秀吉が次の作戦の指令を発したのは5月3日。浅野長吉はこの頃までは江戸城に駐留していた可能性があります。とすると、4月29日に浦和の郷にこの文書が発行されたのはどういうことでしょうか。

4月29日、浅野勢はどこに？

実はこれまで、浅野勢は江戸城を接收した後、4月29日に浦和まで進軍したと考えられていました。そのように考えられたのは、長吉らが安全を保障したのは、進軍経路の村や町だからだ、という前提がありました。しかし、そのように考えるには、二つ問題があります。

その第一は、浅野勢が4月29日に浦和の郷まで進軍するのは、物理的に困難であったと考えられることです。先にも少し触れたように、この文書とほぼ同文の文書が他に2点伝わっています。

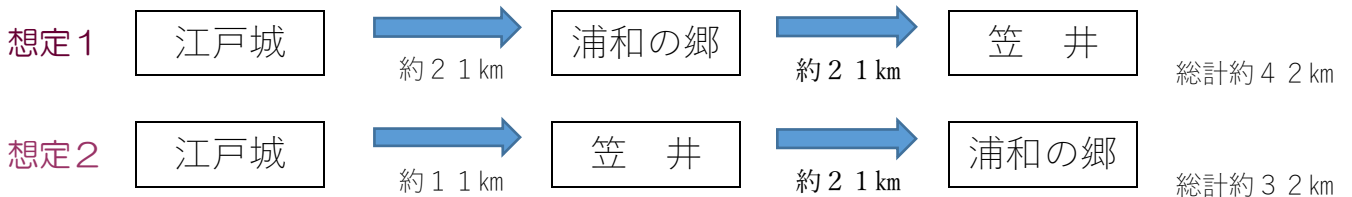
表1 豊臣勢南関東分遣隊の朱印状取次文書

番号	日付	署判	宛所	形態	出典
1	卯月廿九日	浅野弾正少弼／長吉（花押）	武州うらはの郷 ※さいたま市浦和区	折紙	浦和宿本陣文書／新埼玉1533号
2	卯月廿九日	浅野弾正少弼／長吉（花押）	笠井卅三郷之内 いづつかむら さるかまた村 こわいむら かなまち村 しはまた村 ※東京都葛飾区	折紙	『武州文書』五 葛飾郡所収／新埼玉1534号
3	五月朔日	浅野弾正少弼／長吉（花押） 木村常陸介／一（花押）	（欠） （庄内十六郷宛てか） ※千葉県野田市周辺	折紙	清水文書／埼叢916号

No.1はここで取り上げている文書。No.2は同日付で笠井（葛西）（東京都葛飾区内）の5村に宛てて出されたもの。No.3は二日後の5月朔日（1日）付で浅野長吉と木村一が連署して出された文書。長吉単独ではないところは大きな違いですが、文言はNo.1・2とほぼ同じです。残念ながら宛先のところが失われていて、どこ宛てかはわかりませんが、文書の伝来などからすると現在の野田市周辺の村々宛てであった可能性があります。

さて、これによれば、4月29日付けで浦和の郷とともに葛西地域にもほぼ同文・同内容の文書が発行されているわけですが、両地点が進軍経路だとすると、浅野勢の行程は次のように想定することになります。

豊臣勢南関東分遣隊の行程想定



どちらの経路としても、1日で移動できる行程であることがわかります。しかし、これら3地点の位置関係を地図上で確認してみると、いささか腑に落ちない点が生じます。目的地へと最短距離で向かわずに、迷走しているかのように移動を繰り返しているのです。彼らの目的は、北条氏方の城の制圧です。しかも浦和は、江戸直近の北条氏拠点城郭で、北条氏当主氏直の弟氏房の居城でもある岩槻城の領域内。岩槻城まではわずか10 kmほど。岩槻城に肉薄しながら、城攻めを行わない。不可解な作戦行動です。



もう一つの問題点は、進駐した軍勢による安全保障は、村や町の求めに応じたものであることが抜け落ちていることです。領主と敵対する軍勢の進出が確実になると、村や町の人々は、武装して抗戦するか、安全な場所に避難するか、敵軍に味方するか、いずれかの選択を迫られることになります。三番目の道を選び、敵軍がそれを認めた時に発向されるのが、安全保障の文書—禁制・制札です。しかもタダではありませんでした。「礼銭(れいせん)」という名の巨額の礼金を支払って初めて、安全が保障されたのです。今回の場合も、秀吉の朱印状を発行してもらうための礼銭が支払われたことは確実です。他の武将に対して秀吉が、村の財力に応じて礼銭として兵糧を取り立てろ、と指令した文書が残っています。しかも、それを仲介した者にも、同じく礼銭あるいは酒肴料などの名目で手数料が支払われたと考えてよいでしょう。

もちろんこれは、安全はタダではない、ということなのですが、敵地に進出した軍勢は、村や町の治安維持のために、またそこに暮らす人々の安心のために、安全を保障する文書—朱印状などを発行するわけではないのです。敵対する村は焼き払うのは当たり前。兵糧や馬の飼料なども現地調達される場合が多く、同時にそれらの強制徴発と混然一体となった略奪が行われるのも、戦国の世の現実でした。村や町の安全を守るために、村や町の側から、多

額の負担と引き換えに、進出して来る「敵」軍に対して安全の保障を求めるわけです。

自らかちとる安全保障

ここから一步進めて考えると、村や町は軍勢の到来を待つて安全保障の交渉を始めるばかりでなく、積極的に「敵」軍に接触し、予め安全の保障を求める動きをしたことも、十分に想定できます。

鎌倉のある寺では、秀吉勢の出陣が目前に迫った 1590 年 2 月、使者を大坂（大阪市）に秘かに派遣して、秀吉の「制札」を得ようとしたことが知られています。北条氏の側からすれば、完全な裏切り行為ですが、その寺にとっては、北条氏による安全保障に全幅の信頼を寄せることができず、この挙に及んだのでしょう。安全は自らのはたらきによって確保する。北条氏の膝下といってもよい鎌倉の寺院社会においても、中世を貫く自力救済の思潮が未曾有の危機のもと、顕在化していたのでした。

とするならば、浦和の郷と浅野勢との交渉は、浅野勢の進軍を待たずに、浦和の郷側から進んで浅野勢のもとを訪れた可能性が浮かび上がってきます。浦和の郷は、浅野勢が進軍してきた場合に備えて、あらかじめ浅野勢の軍営に赴き、浅野勢に味方することを約束し、巨額の札銭も支払ったうえで、浦和の郷を豊臣政権が北条方と位置付けないよう申し入れ、安全を保障する証文の交付を求めたのではないのでしょうか。

こう考えると、浅野長吉の文書発行先をその日付における進軍地と考えなくてよいことになります。文書の日付を即進軍日とする見方をしないでよいとなれば、問題点の一つ目として掲げた進軍行程の不自然さも解消されます。恐らくは、長吉は 4 月 29 日にはなお江戸城に駐留していたのでしょう。文書が作成・発行される場面を想定すれば、浅野長吉らが浦和の郷に赴いたのではなく、浦和の郷の人々が浅野長吉のもとを訪ねたことになります。想像をたくましくすれば、浦和の郷の人々は、岩槻城側の斥候の目をかいくぐって、浅野長吉の駐留する江戸城へと、決死の覚悟で歩みを進めたのでしょう。

* * * * *

浅野長吉が約束した豊臣秀吉の朱印状は、この年の 7 月に交付されました。その内容についてはまた別の機会に紹介したいと思いますが、注目されるのは、秀吉の朱印状の宛先が「浦和宿」となっていること、そして朱印状と同時に、浅野長吉の浦和市（いち）宛て禁制が発行されていることです。江戸時代の浦和宿では、この浦和市宛ての禁制を浦和宿における市の根源を物語る証文と位置付け、その年月を刻んだ「市場定杭」を設置しています（次ページの写真）。

では、浦和宿がこの浅野長吉の市宛て禁制をこれほどまでに重要視したのは何故でしょうか。



さいたま市指定史跡「浦和宿二・七市場跡」(左)と「市場定杭」(右)(浦和区常盤一丁目)

その答えは、浦和の町場のそれまでの市のあり方や宿の形成などとも深く関わる問題ではないか、と予想することができます。さらにいえば、岩槻城を中心とする安全保障や経済活動との関わりも考慮に入れてみる必要もありそうです。推測も交えて、一つの考え方を示しておきましょう。

豊臣勢との対決に備えて北条氏は、配下の城々の防備を固め、特に岩槻城では、大構と呼ばれる土塁と堀で城下町の周囲を取り囲みました。時の岩槻城主は、出陣時には家臣の家族を大構内に避難させるなどして、大構を城主による領内「安穩」＝平和と安全保障の象徴として喧伝していました。しかし、すべての領民が大構内に避難することは到底不可能。出陣する家臣の家族の収容も、一面で態のよい人質でした。しかし、危機の中、そうした形で岩槻城膝下を城郭と一体化していくことは、市をはじめとする商業や流通などにおいて、他の町場に対する岩槻城下の町場の優位性の拡大や、岩槻城下を通じた統制の強化の確立につながると考えられたのではないのでしょうか。

フィクションである城主による安全保障、岩槻城主による支配の軛(くびき)。豊臣勢の侵攻という極度の緊張状態のもと、浦和の郷の人々はそれを、軛を脱する好機と捉えて積極的に浅野勢に接触し、そして市の特権を獲得した — その選択と成功への誇らしい思い。これこそが浅野長吉の市場禁制に込められた思いだった、このように考えることができるかもしれません。

おもな文献

- ・文献番号、執筆者、書名または論考名、(掲載書)、発行者、刊行年の順で紹介します。
- ・文献番号を太字にしたものは、さいたま市立図書館が収蔵している図書です。所蔵館は、さいたま市図書館ホームページにて御確認ください。

- 1 埼玉県教育委員会『埼玉県史料叢書 12 中世新出重要史料二』埼玉県 2014年
- 2 埼玉県『新編埼玉県史 資料編 6 中世 2 古文書 2』埼玉県 1980年
- 3 浦和市教育委員会『文化財の調査』第9集 浦和市教育委員会 1963年
- 4 浦和市教育委員会『浦和市文化財調査報告書』第18集 浦和市教育委員会 1974年
- 5 浦和市教育委員会『浦和の文化財』浦和市教育委員会 1986年
- 6 浦和市教育委員会『浦和宿二・七市場跡実態調査報告書』浦和市教育委員会 1986年
- 7 浦和市総務部市史編さん室『浦和市史第二巻 古代中世史料編 I』浦和市 1977年
- 8 浦和市総務部市史編さん室『浦和市史第三巻 近世史料編 I』浦和市 1981年
- 9 浦和市総務部市史編さん室『浦和市史 通史編 I』浦和市 1987年
- 10 浦和市総務部市史編さん室『浦和市史 通史編 II』浦和市 1988年
- 11 岩槻市『岩槻市史 通史編』岩槻市 1985年
- 12 **さいたま市立浦和博物館『ウォーク・イン・中山道浦和宿 改訂版』さいたま市立博物館 2021年**